相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県宇土市岩古曽町一一五五番地、最後の住所東京都江戸川区西葛西六丁目二番三号　被相続人　亡　中島　正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月十三日

事務所熊本市中央区九品寺一―二―二三Mビル二階森都総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　木原　武士

前払式特定取引業者営業保証金取戻し公告

割賦販売法第三十五条の三の六十二において準用する同法第二十九条第二項及び許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則第十九条第六項の規定により次のとおり公告します。

一、名称　株式会社エビスヤ本社

二、代表者の氏名　川畑　雅裕

三、主たる営業所の名称及び所在地　株式会社エビスヤ本社　鹿児島県姶良市加治木町本町七五番地

四、許可年月日　昭和五十三年十一月十六日

五、許可の失効年月日　平成二十八年二月二十九日

六、営業保証金等の金額

①　営業保証金　金十万円

②　前受業務保証金　金六百六十万円

七、前号の営業保証金等につき割賦販売法第三十五条の三の六十二において準用する同法第二十一条第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書三通を九州経済産業局長に提出してください。

八、前号の申出書の提出がないときは、第六号の取戻しをしようとする営業保証金等は取戻されます。

平成二十八年六月十三日

鹿児島県姶良市加治木町本町七五番地

株式会社エビスヤ本社

代表取締役　川畑　雅裕

旅行業協会ボンド保証制度保証金取戻し公告

一般社団法人日本旅行業協会ボンド保証規程第二十一条第一項の規定により次のとおり公告します。

一、当協会のボンド保証会員であった旅行業者

㈠　旅行業の登録番号及び登録年月日　観光庁長官登録旅行業第一七八九号　平成十三年十一月二十日

㈡　商号　株式会社日本エコプランニングサービス

㈢　名称、住所及び代表者の氏名　株式会社日本エコプランニングサービス　東京都千代田区外神田五丁目五番五号　代表取締役　田中　恒治

㈣　主たる営業所の名称及び所在地　本社営業所　東京都千代田区外神田五丁目五番五号

二、当協会のボンド保証会員となった年月日　平成十八年五月十九日

三、当協会のボンド保証会員としての身分を失った年月日　平成二十八年五月十四日

四、当協会に預託した保証金等の額　百九十万円也

五、第一号のボンド保証会員であった者との旅行業務に関る取引で当協会のボンド保証会員であった期間におけるものによって生じた債権に関し旅行業法第二十二条の九第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内に、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書二通並びに本公告のボンド保証規程の定めるところによりボンド弁済申請書一通を当協会に提出してください。なお、弁済業務規約に定める弁済限度額及びボンド保証規程に定める弁済限度額は、それぞれ、七千万円及び百九十万円也です。

六、前号の期間内に認証申出書及びボンド弁済申請書の提出がなかった場合は当協会はボンド保証規程に基づく弁済を行いません。また、第四号の保証金はボンド保証会員であった者に取り戻されます。

平成二十八年六月十三日

東京都千代区霞が関三丁目三番三号

一般社団法人日本旅行業協会

会長　田川　博己

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第9条第7項及び旅行業者営業保証金規則第9条第1項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第3項及び旅行業者営業保証金規則第9条第2項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第1項及び旅行業者営業保証金規則第9条第3項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成28年6月13日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のAは変更登録を受けた場合、Bは登録の抹消があった場合、Cは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

B　①グロリアプライダルジャパン株式会社　②第3種旅行業　③東京都知事登録旅行業第3－5743号　④グロリアプライダルジャパン株式会社　東京都新宿区新宿三丁目3番9号　代表取締役　八巻良昌　⑤Ocean Stage TOKYO営業所　東京都新宿区新宿3－4－1東新宿ビル　⑥平成18年5月16日　⑧平成28年5月16日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都新宿区新宿三丁目3番9号　グロリアプライダルジャパン株式会社　代表取締役　八巻良昌

C　①偉峰実業日本株式会社　②第3種旅行業　③東京都知事登録旅行業第3－7048号　④偉峰実業日本株式会社　東京都港区東麻布二丁目32番8号西桜ビル4階　代表取締役　山本宏史　⑤本店　東京都港区東麻布二丁目32番8号西桜ビル4階　⑥平成27年12月10日　⑨平成28年5月18日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都港区東麻布二丁目32番8号西桜ビル4階　偉峰実業日本株式会社　代表取締役　山本宏史

B　①株式会社日本特殊旅行　②第3種旅行業　③東京都知事登録旅行業第3－3908号　④株式会社日本特殊旅行　東京都中野区中央五丁目38番13号　代表取締役　菅野吉昭　⑤本社営業所　東京都中野区中央5－38－13エスエス10A－201　⑥平成8年6月18日　⑧平成28年4月28日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都中野区中央五丁目38番13号　株式会社日本特殊旅行　代表清算人　菅野吉昭

B　①エスピーネット情報企画有限会社　②第3種旅行業　③神奈川県知事登録旅行業第3－722号　④エスピーネット情報企画有限会社　神奈川県相模原市南区相模台七丁目34番1号　代表取締役　岫尾志朗　⑤本社営業所　神奈川県相模原市南区相模台七丁目34番1号　⑥平成10年3月10日　⑧平成28年3月31日　⑩300万円　⑪神奈川県知事　⑫神奈川県相模原市南区相模台七丁目34番1号　エスピーネット情報企画有限会社　清算人　岫尾芳子